

議員提出議案第 1 号

狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

狭山市議会委員会条例（昭和 4 2 年条例第 1 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 1 9 年 2 月 2 1 日

狭山市議会議長 田 村 秀 二 様

提出者	狭山市議会議員	齊	藤	壮	伍
賛成者	同	小	谷	野	剛
	同	宮	寺	完	二
	同	磯	野	和	夫
	同	伊	藤		彰
	同	内	笹	井	務
	同	東	山		徹
	同	大	島	政	教
	同	猪	股	嘉	直
	同	奥	富	喜	康

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の改正にかんがみ、常任委員等の委員の選任について、閉会中の取り扱いを定めるとともに、常任委員及び議会運営委員の任期を 1 年から 2 年に改め、あわせて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

狭山市議会委員会条例(昭和42年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1年」を「2年」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により任期満了の日前に改選が行われた場合における前任の委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該改選をもつて終わるものとする。

第5条ただし書を削る。

第8条第1項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、委員の選任は、会議に諮らず、議長が指名することができる。

第8条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮らず、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

第8条第3項中「第3項」を「第4項」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙後最初に招集される狭山市議会の招集の日から施行する。

